

伊 那 市

令和 7 年度 美篤東部浄化センター後利用工事

伊那市 美篤東部浄化センター

特 記 仕 様 書

目 次

第 1 章	総 則	1
1-1	適用範囲	
1-2	一般事項	
1-3	工事カルテ作成、登録について	
1-4	廃棄物関係	
1-5	数量について	
第 2 章	機械、電気設備撤去工	4
2-1	撤去設備（機械電気）一覧	
2-2	金属屑等について	
2-3	管材撤去について	
2-4	機械基礎撤去について	
2-5	蓋交換について	
第 3 章	施設（槽内）清掃作業	7
3-1	清掃作業対象施設一覧	
3-2	槽内残留物の処理	
3-3	清掃時に発生する洗浄水(汚泥)の運搬処分	

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、「令和 7 年度 美篤東部浄化センター後利用工事」に適用する。

1-2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
2. 請負者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 道路交通法
 - (11) 騒音規制法
 - (12) その他関係法令、条例
3. 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本電機工業会標準規格
 - (3) 建設業法
 - (4) その他関連の規格
4. 本工事は、施工期間中の水質管理及び汚泥管理を含むことから、工事施工に当たっては浄化槽技術管理者を置き、水質測定機器及び汚泥移送用器具を用いて管理するものとする。
5. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。
6. 本工事は、週休 2 日対象工事としているため、週休 2 日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示すること。ただし、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、監督員と協議して週休 2 日対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更施行計画書に明示すること。

1-3. 工事カルテ作成、登録について

請負者は、工事請負代金額 500 万円以上（H14 年 12 月 1 日までは 2,500 万円）の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、直ちに登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

ア 受注時登録の提出期間は、契約締結後 10 日以内とする。

イ 竣工時登録の提出期間は、竣工検査日までとする。

ウ 竣工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内とする。

1-4. 廃棄物関係

建設副産物の運搬・処理について

ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。

イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。

ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。

エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト（A,B2,D,E 表）の(写)及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

記載事項

処理方法	1 再資源化	2 破砕処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処 分 先 (業 者)	業者名		許可番号		
	住 所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名		許可番号		
	住 所				
そ の 他	資源化の方法など				

添付書類

ア 処理先の許可書の写し及び(収集運搬を委託する場合)収集運搬業者の許可書の写し

イ 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し

ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

1-5. 数量について

本工事の設計書及び仕様書上の撤去、運搬、処分に係る数量は、概算数量であり、実数量とは異なる場合がある。

第2章 機械、電気設備撤去工

2-1. 撤去設備（機械電気）一覧

本工事の機械、電気設備撤去工においては、以下機器の撤去を想定している。

No.	施設の名称及び主要設備	数量	単位	設置場所
1	自動荒目スクリーン 機械掻揚式 目幅 50mm × 0.025kw	1	台	地下 前処理室
	架台、し渣カゴ	1	基	
2	沈砂排出ポンプ エアリフト型 口径 75φ	1	台	
3	沈砂槽角落とし SUS 製 t=10mm 115×405	1	組	
4	流入部角落とし PVC 製 t=10mm 550×1180	1	組	
5	破砕機 ドラム回転型 × 0.4kw 630～4150m ³ /日	1	台	
6	細目スクリーン SUS 製 手掻式 目幅 20mm	1	基	
7	細目スクリーン用角落とし PVC 製 t=10mm 550×1180	1	基	
8	原水ポンプ(ガイドサポート含む)水中汚泥ポンプ φ100	2	台	
9	非常用エンジンポンプ 自吸式 φ100	1	台	流量調整槽
10	流量調整槽水中攪拌ポンプ(ガイドサポート含む)	2	台	
11	流量調整槽ポンプ(ガイドサポート含む) φ80 3.7kw	2	台	1F スクリーン室
12	自動微細目スクリーン機械掻揚式スクリーン 目幅 2mm	2	台	
13	微細目スクリーン槽(ホッパー含む) 鋼板製角型槽	1	基	
14	微細目スクリーン槽架台 操作架台 SS400 製	1	基	
15	汚泥計量槽(架台共)鋼板製角型槽 SUS304 製	1	基	
16	し渣脱水機 2 軸スクリュウ式 0.1kw	1	基	OD 槽
17	曝気装置(架台含む)可変式縦軸型エアレーター 11kw	1	基	
18	流出堰 角型手動可動堰 400×400	1	基	沈殿槽
19	沈殿槽汚泥掻寄機 中心駆動型 8200×5300×0.4kw	1	基	
20	沈殿槽センターウェル 円筒型 SUS304	1	基	
21	沈殿槽越流堰 短形トラフ 250×7200 SUS304	1	基	
22	スカムスキマー ブレード式 φ7200×SUS304	1	基	
23	返送汚泥ポンプ 横型無閉塞 SUS04 製 100×φ80×3.7kw	2	台	地下ポンプ室
24	余剰汚泥ポンプ 横型無閉塞 50×φ32×1.5kw	2	台	
25	汚泥計量槽(架台共)鋼板製角型槽 SUS304 製	1	基	スクリーン室
26	散水ポンプ 水中汚泥ポンプ φ50×0.4kw	1	台	散水ポンプ室
27	濃縮汚泥エアリフトポンプ エアリフト型	1	台	汚泥濃縮槽
28	汚泥濃縮槽センターウェル 円筒型 SUS304×φ500	1	基	
29	曝気沈砂ブローワー ルーツ型 φ20×0.4kw	1	台	1F ブロア室

No.	施設の名称及び主要設備	数量	単位	設置場所
30	エアリフト用ブロワー ルーツ型 $\phi 25 \times 0.75\text{kw}$	2	台	1F ブロア室
31	汚泥貯留槽攪拌ブロワー ルーツ型ブロワー	1	台	
32	消泡用薬剤筒 固形剤充填型	1	基	OD 槽
33	消毒器、迂流板 次亜塩素酸カルシウム溶解型	1	基	消毒槽
34	脱離液ポンプ 水中汚泥ポンプ $\phi 50 \times 0.75\text{kw}$	1	台	脱離液槽
35	床排水ポンプ 水中汚泥ポンプ $\phi 40 \times 0.4\text{kw}$	1	台	床排水ピット
36	脱臭ファン ターボファン $\phi 150 \times 2.2\text{kw}$	1	台	1F ブロア室
37	前処理室吸・排気ファン 軸流ファン $\phi 400 \times 0.45\text{kw}$	2	台	前処理室
38	ポンプ室吸・排気ファン 軸流ファン $\phi 300 \times 0.46\text{kw}$	2	台	ポンプ室
39	室排気ファン 有圧換気扇 $\phi 300 \times 50\text{w}$	4	台	各室
40	室排気ファン 有圧換気扇 $\phi 250 \times 50\text{w}$	1	台	管理室
41	ブロワー室吸気用消音機 角ダクト $900 \times 600 \times 1000$	1	組	ブロア室
42	ブロワー室吸気用消音機 角ダクト $800 \times 500 \times 1400$	1	組	
43	可搬式ポンプ ハンディ型 $\phi 25 \times 0.4\text{kw}$	1	台	倉庫
44	三脚式吊り上げ装置 0.5t	1	台	
45	LS 取付座 $100\text{A} \times \text{JIS10K} \times \text{SUS304}$	5	個	各室
46	PH 計・DO 計取付座 $200\text{A} \times \text{JIS10K} \times \text{SUS304}$	2	個	OD 槽
47	フローシートパネル アクリル板	1	枚	管理室
48	U 字管マノメーター	1	基	ブロア室
49	配管設備 計量系、弁類、継手、レベルスイッチ等	1	式	各室
50	電気設備機器	1	式	管理室

※なお、上記機器のうち、他施設への流用が可能な機器の処分については、監督員との協議とする。

2-2. 金属屑等について

本工事の機械、電気設備撤去工において発生した金属屑等については、市指定業者への持ち込みとし、売上金については市指定口座への入金とする。

2-3. 管材撤去について

本工事の管材撤去については、床及び壁面最大に寄り、切断することを想定している。

また、槽内配管類については残置とするが、槽内ろ材搬出に伴い撤去が必要とされる配管類については、撤去を行う。管材撤去に伴って穴埋めが必要な箇所が発生した場合は、監督員との協議とする。

2-4. 機械基礎撤去について

1. 本工事の機械基礎撤去については撤去しない。
2. 機械撤去後の床面処理については、突起物は取り除きモルタルで表面仕上げを行うこと。

第3章 施設（槽内）清掃作業

3-1. 清掃作業対象施設一覧

本工事の施設（槽内）清掃作業においては、以下施設の清掃を想定している。

名 称		数 量	単 位
流入水路	内部面積	25.00	m2
ばっ気沈砂槽	内部面積	29.00	m2
原水ポンプ槽	内部面積	83.10	m2
脱離液ポンプ槽	内部面積	18.50	m2
流量調整槽	内部面積	328.97	m2
汚泥濃縮貯留槽	内部面積	49.11	m2
汚泥貯留槽A	内部面積	191.84	m2
汚泥貯留槽B	内部面積	195.73	m2
沈殿槽	内部面積	197.63	m2
消毒槽	内部面積	80.54	m2
消毒器槽	内部面積	41.28	m2
散水ポンプ槽	内部面積	34.70	m2
バルブピット	内部面積	15.47	m2
床排水ピット	内部面積	5.00	m2
OD槽	内部面積	1326.82	m2

3-2. 槽内残留物の処理

本工事の施設（槽内）清掃作業については、各槽に汚泥や土砂等が残っていない状態からの作業を想定している。

槽内残留汚泥等の運搬、処分については、市で委託している汚泥汲取り運搬業務の中で実施する。

3-3. 清掃時に発生する洗浄水(汚泥)の運搬処分

本工事の清掃作業に伴い発生する洗浄水（汚泥）の運搬、処分に関しては、市で委託している汚泥汲取り運搬業務の中で実施する。

なお、汚泥以外を多量に含み、汚泥汲取り運搬業務での対応が困難な場合には、監督員との協議とする。